

【第5章】 土地利用の方針

合併により市域が拡大し、本市は地形、生活環境、歴史・文化などにおいて多様性を持つ地域で構成されています。

それぞれの地域特性を活かしながら、快適な市民生活、活力ある産業活動、美しい自然環境が調和した魅力あるまちづくりを進めていくため、本市の土地利用の方針を定めます。

また、本方針は、今後策定を行う都市計画マスタープランなどの各種個別計画において具体化を図ります。

1. 都市生活ゾーン

文化・生活などの都市的機能と環境・景観の調和を図りながら、安全・安心でゆとりある居住環境の整備を推進するとともに、求心力を高め、にぎわいを創出する商業機能の適正配置を進めます。また、行政サービス機能のネットワーク化を図りながら、まちなかに位置する現市役所庁舎・跡地などの既存施設の有効活用を推進し、市街地の活性化を図ります。

2. 生産拠点ゾーン

工業機能、物流機能が集積したメリットを活かしながら、工業や物流産業のさらなる発展を目指して、開発需要に応じた効率的な基盤整備を進めます。

3. 自然文化ゾーン

豊かな自然と良寛ゆかりの歴史・文化資源が集積している国上山およびその一帯の山林や里山の荒廃防止に努め、自然環境や景観の保全に配慮しながら市民や観光客の憩いの場、自然体験の場として整備します。

4. 水辺文化ゾーン

大河津分水路の治水機能を増進させるとともに、周辺の自然景観や文化遺産などを活かしながら、市民や観光客の憩いの場、広域交流の拠点となる親水空間として整備します。

5. 田園居住ゾーン

乱開発を防止して秩序ある土地利用を進め、良好な田園環境と居住環境の調和を図ります。また、優良農地については、かんがい排水事業や大区画ほ場整備などの基盤整備を進め、将来にわたって維持・保全を図ります。

6. 新都市形成ゾーン

市役所新庁舎の建設を進めるとともに、利便性が高く市民に親しまれる新たな都市核として、周辺地域の整備を推進します。

7. 都市交流軸

本市と他の都市間および市内の拠点間をつなぐ交流軸として、幹線道路の整備促進とバスや鉄道などの公共交通によるネットワーク化を推進します。

図表12 土地利用方針概要図

